

## 福山市都市ブランド戦略推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、福山市都市ブランド戦略推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福山市都市ブランド戦略（2014年（平成26年）3月31日策定，以下「戦略」という。）の推進に必要な企画，立案，実施に関すること。
- (2) 戦略の見直し，評価に関すること。
- (3) 戦略の普及，啓発，情報発信に関すること。
- (4) ブランドの認定に関すること。
- (5) ブランド認定マークの使用に関すること。
- (6) 事務に係る予算の決定に関すること。
- (7) 事務に係る決算の承認に関すること。
- (8) その他，戦略の推進に必要な事項に関すること。

2 前項第4号の認定は，別に定める福山市ブランド審査委員会の審査を経るものとする。

(構成員)

第3条 協議会の委員は，別表に掲げる団体が推薦する者で構成する。

(会長，副会長，監事及び会計責任者)

第4条 協議会に会長1人，副会長1人，監事2人及び会計責任者1人を置く。

- 2 会長，副会長，監事，会計責任者は，委員の互選により定める。
- 3 会長は，会務を総括し，協議会を代表する。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
- 5 監事は決算書類の監査に当たる。
- 6 会計責任者は，出納の管理及び会計帳簿の整備を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は，会長が招集し，その議長となる。

- 2 協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
- 4 会長は，必要と認めるときは，協議会に有識者等の出席を求め，その意見を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第6条 協議会を招集する暇がないとき、又は軽易な事項については、会長は、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の協議会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福山市市長公室情報発信課に置く。

(経費)

第8条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の委員の報酬については無償とする。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、2014年(平成26年)6月26日から施行する。

この規約は、2015年(平成27年)3月25日から施行する。

この規約は、2016年(平成28年)4月13日から施行する。

この規約は、2017年(平成29年)4月13日から施行する。

この規約は、2019年(平成31年)4月24日から施行する。

別表(第3条関係)

福山明るいまちづくり協議会、公益社団法人福山観光コンベンション協会、福山市、福山市自治会連合会、社会福祉法人福山市社会福祉協議会、福山市商工会連絡協議会、福山市女性連絡協議会、公益財団法人福山市スポーツ協会、福山市農業協同組合、福山市PTA連合会、福山商工会議所、福山食ブランド創出市民会議、福山市立大学、一般社団法人福山青年会議所、福山大学、福山物産協会、福山文化連盟、連合広島福山地域協議会
---